

山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成23年7月11日(月)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室及び中会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

石原詠美子委員, 伊勢嶋英子委員, 宇和島正美委員, 嶋村慎二委員, 田中耕太郎委員,
田中理絵委員, 榑崎康英委員(委員長), 保木本正樹委員, 山本由美子委員

[オブザーバー]

藤井事務局長, 安倍首席書記官, 平野次席家庭裁判所調査官

第4 議題等

- 1 模擬家事手続案内
- 2 委員長あいさつ
- 3 プレゼンテーション「家事手続案内」(古川訟廷管理官)
- 4 意見交換

テーマ「家事の手続案内を中心に受付の在り方等に関する事項」について, 問題点等について意見交換を行った。

【意見交換の概要】

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●:オブザーバー △:説明者]

- ◎ 本庁庁舎の玄関から2階の家裁書記官室の受付までの経路は分かりやすかったか。
- 仕事として, 本日以外にも2階の家裁書記官室に行く機会があったが, 2階ではなく, 4階に上がってしまったことがあったのでエレベーター内の案内板がもっと分かりやすいものが望まれる。
- 本庁庁舎の正面玄関に庁舎案内図が設置されているので分かりにくいことはない。
- 本庁庁舎の正面玄関から入ると玄関ホールに受付の人(以下「守衛」という。)がいるが, それ以外の玄関から入ると分かりにくいと思う。

- 普段は本庁庁舎の新館から出入りしているが、正面玄関以外から入った場合は、どこに行けばよいか分かりにくいと思う。また、一般の人が家事手続案内を受けるには、どこに行けばよいか分からないのではないかと思った。
- 玄関ホールにいた守衛から、階段で2階に上がって、右に行けば書記官室があると説明を受け、そのとおりに行ったつもりだったが、2階には、家裁書記官室だけではなく、他の書記官室もあり、どの書記官室に行けばよいか分かりにくいと感じた。
- 今回の家裁委員会の開催案内に同封されていた調停期日通知書には、「当日来庁されるときは、この通知書を家裁書記官室の受付係に示してください。」と記載されていたが、この記載内容だけでは、何階に行ったらよいか分からなかった。正面玄関にある案内板を見た上で、玄関ホールにいる守衛に聞いて行き場所が分かったが、調停期日通知書には、何階に行けばよいか分かるように工夫する必要があると思う。また、守衛をうまく使ってみてはどうかと思った。
- ◎ 正面玄関にある案内板は分かりやすいか。
- 家裁書記官室が何階かが書かれていないので、分からなかった。
- エレベーターに細かい案内が書かれていないので、もっと詳細な案内が書かれてあればよいと思う。
- ◎ 2階の家裁書記官室から4階の調停待合室までの案内を口頭で行ったが、分かりやすかったか。
- 家裁書記官室で丁寧に教えてもらったことや4階に上がったら、調停待合室に4 1番の表示があったので、分かりやすかった。ただ、実際に手続案内を受けようとして来庁した人はナーバスになっている人もいると思うので、正面玄関から2階の一番奥にある家裁書記官室まで行くのに長く感じるだろうと思った。
- 以前、私が仕事の関係で初めて調停待合室に行ったときのことだが、たまたま家事手続の当事者で来ていた知人がその調停待合室にいたことがあり、そのとき、その知人は、私のことをどのように思っただろうかと思った。
- ◎ 家裁書記官室の受付カウンターで家事手続案内をしているが、その状況を見てどう

思ったか。

- 家事手続案内では、他の人に聞かれたら困るようなことも話すことになるので、そのような場合は、家裁書記官室に隣接する個室で行うこともあると説明を受けたが、実際にどのようなときに個室で行うのか。その頻度はどれくらいか。
- △ 個室を希望する人については、個室で家事手続案内をしている。個室を使用する頻度は、月に1回はないと思う。
- ◎ 家裁書記官室の受付の状況を見て、オープンと思ったか。
- 受付カウンターでは、複数の人が家事手続案内を受けられるように設置されている。裁判所職員は守秘義務があって、受付担当者以外の人にその内容が聞こえたとしても、守秘義務によって話は漏らさないと思うが、他の来庁者にも聞こえるかもしれないと思った。
- ◎ 家裁書記官室に隣接する個室については、どのような感想を持ったか。
- 個室でも家事手続案内ができるということは、毎回説明するのか。
- △ 説明はしていない。相談者から、他の人には聞かれないというような希望があったときやそのような様子が窺われれば、個室に案内している。個室があることを知らずに家事手続案内を受けている人はいるかもしれない。
- ◎ 通常、家裁書記官室の受付において、調停等で来庁した人をどのように調停待合室等に案内しているか。
- △ 来庁者が家裁書記官室に入ってきたら、職員が受付カウンターに出て行って用件を伺い、調停で来庁した人には4階の調停待合室に行くよう口頭で説明し、家事手続案内で来庁した人には受付カウンターに案内して、家事手続案内カードを書いてもらっている。
- ◎ 今日、どのように案内したか。
- △ 家裁委員会の委員が来庁することは分かっていたので、訟廷管理官が家裁書記官室の受付に立って待っていた。
- 申立書を書くだけなら、オープンな状況になっている家裁書記官室の受付カウンタ

一でもよいと思うが、家事手続案内は、口頭で進めていくようなので、特に世間が狭い地域だと、偶然に知人なども居合わせたりすることもあると思うし、他の人に聞かれたら嫌な気がする人はいると思う。そう考えると、受付カウンターの配置状況をもっと工夫してもよいと思う。

- ◎ 家事手続案内のロールプレイを行ってみてどうだったか。
- ロールプレイで、受付担当書記官が、離婚した方がよいなど、どのようにしたらいいのか勧めることはしないと説明をしていたことや、「子の引渡し」や「調停委員」という専門用語を使っていたが、一般の人は、そのような言葉を普段使わないこともあり、家事手続案内というものは、ただ淡々と事務的に行われていると感じた。
- 私が当事者だったら、例えば、申し立ててから終了するまでの手続の流れや家事手続案内で裁判所ができるところできないところが記載されたものが図示されたものを見せてもらいながら説明を受けると分かりやすいと思った。そのような図示したものを利用すれば、家事手続案内が20分以内で終われると思ったし、そうしてほしいと思った。
- ロールプレイでは、調停というのは話合いで、話合いがつかないときに審判に移行して審判で判断すると説明していたが、その説明の回数が少なかったと思ったし、家事手続案内では、法律相談には入らないということが分かった。また、ロールプレイでは、相手方に求める養育費の額が分からないときは、申立書の申立ての趣旨のところでは、相当額の欄にチェックすればよい旨の説明があったが、弁護士が法律相談を受けた場合は、収入状況等によって細かく決められている表を見せながら、養育費はこれくらいが妥当とか説明するし、家事手続案内では教えない事項についても話をする。そこで、家事手続案内では、弁護士による法律相談は有料のものもあるが、無料の法律相談も行っていることを説明してもよいのではないかと思った。
- 多くの相談者は、手続の相談と法律の相談でくるケースが多い。今回のロールプレイでは、来庁者は、手続的な話を聞いて、法律的な助言を受けることなく、調停を申し立ててしまったことになる。事案にもよるが、場合によっては、一度、専門家に相

談したらどうかと投げかけてみたらどうかと思った。

- ◎ 法律の専門家を勧めるときに、どこに行けばよいと言うのがよいか。
- 各地の裁判所で違いはあると思うが、弁護士会や法テラスを勧めてもよい。弁護士会も法律相談センターなどを作ってきているので、弁護士会としても、そのような情報を裁判所に情報提供する必要があると思った。
- 法律相談にわたらないように家事手続案内するのが難しいと思った。一般の人の中には、今回のロールプレイでの家事手続案内の内容で納得する人もいれば、食い下がる人もいると思う。一般の人は、調停や審判、調停から審判へ移行すると言われてもイメージが湧かないと思う。フリップにそのような図を書いて説明するのも一つの方法と思った。
- ◎ 実際の家事手続案内では、中身について、聞きたい人が多いのか。
- △ 家事手続案内では、養育費や慰謝料は、このケースだとどれくらいの金額になるのかと聞かれることがある。それに対しては、裁判所として、一方の当事者にだけ金額を示すことはできない、金額的なものを教えてもらいたい場合は、法テラスや無料法律相談などがあることは説明している。
- 調停の場合、申立て段階で、申立人に弁護士が付いている割合はどれくらいか。
- 遺産分割事件の場合は、半分くらいが申立て段階で申立人に弁護士が付いている。離婚事件の場合は、最初から申立人に弁護士が付いていることは少ないと思う。子の引渡しや子の監護者の指定で話がこじれている事件は、弁護士が付いていることが多い印象である。
- 弁護士が付いている場合は、審判ではなく、調停に持ち込むという傾向があるのか。
- ◎ 一般の人の場合は、弁護士に事件処理を依頼したら、弁護士が調停がいいのか訴訟がいいのか決めると思う。
- 離婚事件は、訴訟をする前に調停をしなければいけないという調停前置の事件なので、必ず調停の申立てからする。
- 婚姻費用分担事件の場合は、最初から審判で判断を求めたいというケースは必ずし

も多くなく、9割方が調停で申し立てられる。調停だと、早く話がまとまって、早期に婚姻費用を支払ってもらえる可能性が多くなる。弁護士が付いていても、審判だと喧嘩を売られたと相手に思われることもあるので、穏便に調停で話をまとめようとするケースが多いのではないかと思う。

- ◎ 家事手続案内での相談の内容は、どのようなものが多いか。
- 家事手続案内では、子の氏の変更が一番多く、次いで相続放棄、離婚の関係が多い。それ以外の内容は、それほど多くない。
- ◎ 相続放棄の相談は、どのような内容が多いか。
- △ 相続放棄の関係では、被相続人が死亡したことを知ってから3か月以内である場合の内容のものが多い。債権者から相続放棄の手続のことを言われてから来る人も多い。
- 本庁では、収入印紙の販売は1階の売店にあるが、例えば各階に印紙を販売する場所を設けるなど、収入印紙が手軽に購入できるような措置はできないのか。
- 収入印紙の販売は、裁判所の業務ではないので、コメントすることはできない。
- 今回のロールプレイでの受付担当書記官は、過度にフレンドリーでもなく冷たくもなかったが、先ほど、他の委員の話聞いて思ったが、婚姻費用の目安があることを知らなかったし、調停期日までに1か月以上待たされるのが長いとか、夫から暴力を受けている場合に警察に相談に行ったのかについては聞かれなかった。一般の人は、そのようなことが分からないので、相談者の立場に立つと、法律の専門家に相談に行った方が、いろいろなことを教えてもらえるので、得すると思った。
- ◎ ロールプレイで、夫からの暴力のことで言われたときに、DVに触れなかったのはなぜか。
- △ 夫とは既に別居していることや今回のロールプレイではポイントを絞って家事手続案内に依っていたことから、DVの話まではしなかった。
- ◎ 相手方から暴力を受ける可能性などについては、家事手続案内のときだけではなく、調停期日の際にも当事者には確認している。
- 相手方に申立書の写しを送るのは、本庁での取扱いか。

○ 現在、家事審判法の改正手続が行われている最中であるが、新しい法律ができれば、原則として、申立書を相手方に送ることになる。今は過渡期なので、一部の事件について、申立書を送るという取組みを行っているところである。

5 次回テーマ

次回のテーマとして、「家庭裁判所の少年審判について～近年の動向を踏まえて～」が提案され、了承された。

6 次回期日

平成24年2月21日（火）午後2時

7 委員長あいさつ

以 上